様式第８（第１１条関係）

令和７年度島根県電源立地地域対策交付金事業評価報告書

つ　わ　暮　第　629　号
令　和　8　年　3　月　13　日

島根県知事　　丸山　達也　　殿

住所 島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18
氏名 津和野町長　下森　博之

令和７年５月１日付け指令原第132号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について島根県電源立地地域対策交付金交付要綱第１１条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表　（令和７年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備　考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	町営バス木部線車両更新事業	津和野町	5,489,000	4,520,000	

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表（令和７年度）

番号	措置名	交付金事業の名称
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	町営バス木部線車両更新事業

交付金事業者名又は間接交付金事業者名	津和野町
交付金事業実施場所	津和野町町田イ263番地2　町営バス車庫
交付金事業の概要	津和野町では、住民生活に必要な公共交通を維持するため、町営バスを運行しています。町営バスは９路線を定時定路線で運行し、特に、高齢者や免許を持たない住民にとって病院や商店への貴重な移動手段であり、生活の利便性向上や地域の活性化にも寄与しています。 現在、町営バスを運行する際に使用しているバス車両は、平成23年に導入されたもので、走行距離が23万キロを超えており、老朽化が進んでいます。これにより、故障や事故のリスクが高まることが懸念されるため。安全かつ安定した運行を確保するためには車両の更新が不可欠です。 よって当該交付金を活用し、町営バスの運行をより安定させるとともに、住民の移動手段を確保し、安定して暮らせる地域づくりを進めていきたいと考えています。 令和７年度実施内容 　町営バス（バス仕様ワゴン車）更新１台
交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策と目標	【主要政策・施策】 第２次津和野町総合振興計画 　基本目標１−５　交通手段の確保 　主要施策２　バス路線の維持や町営バス等地域公共交通の整備 　　公共交通機関と連携し、住民にとって利便性の高い公共交通の維持に取り組みます。

事業開始年度	令和７年度	事業終了（予定）年度	令和７年度
事業期間の設定理由			

交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和８年度
	車両の不具合による運行不能をゼロとする。	災害によるものを除いた臨時運休の数（令和８年度）	成果実績	件		
			目標値	件	0	
			達成度	%		
	評価年度の設定理由					
	車両購入後に安定した運行の確認を行うため					
	交付金事業の定性的な成果及び評価等					
	評価に係る第三者機関等の活用の有無					
	無					

交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標		単位	令和７年度	年度	年度
	町営バス木部線車両更新事業の進捗量	活動実績	%	100		
		活動見込	%	100		
		達成度	%	100		

交付金事業の総事業費等	令和７年度	年度	年度	備考
総事業費	5,489,000			
交付金充当額	4,520,000			
うち文部科学省分				
うち経済産業省分	4,520,000			

交付金事業の契約の概要

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
バス仕様ワゴン車の購入	指名競争入札	ハシモト自動車工業有限会社（津和野町）	5,489,000
計			5,489,000

交付金事業の担当課室	つわの暮らし推進課
交付金事業の評価課室	つわの暮らし推進課

（備考）（1） 事業ごとに作成すること。
（2） 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
（3） 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
（4） 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
（5） 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
（6） 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
（7） 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
（8） 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、し、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
（9） 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記（6）の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
（10） 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
（11） 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
（12） 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
（13） 交付金事業の担当課室の欄は、事業を実施した課室、交付金事業の評価課室の欄は、事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。